



過去と現在の地形図

昭和初期及び30年代に横浜市が作成した「横浜市三千分一地形図」をデジタル化し、ホームページで公開しています。

<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/kikaku/cityplan/gis/3000map.html>

1932 (昭和7)年

「三千分一地形図」は、1919(大正8)年の旧都市計画法の成立を契機に都市計画策定の基礎資料として作成されたもので、横浜市では、1921(大正10)年から「三千分一地形図」の作成を目的に、詳細地形測量に着手しています。

その取組にあたっては、欧米の都市計画の基礎資料を参考にし、縮尺3,000分の1、東西2,400m、南北1,800mの図面とし、当時の横浜市区を53図面でカバーする計画でした。



1955 (昭和30)年

その後、昭和30年代(1954(昭和29)年から1965(昭和40)年)を中心に、三千分一地形図が新たに作成されました。

この昭和30年代の三千分一地形図は、空中写真測量により作成され、縮尺は同じ3,000分の1ですが、東西3,000m、南北2,000mの図面で、当時の横浜市区を90図面でカバーしています。



1950(昭和25)年代 新港町

2006 (平成18)年

現在の地形図は、縮尺2,500分の1、東西2,000m、南北1,500mの図面で、現在の横浜市区を189図面でカバーしています。

更新作業については、1年につき市域の概ね4分の1ずつ行っています。



2004(平成16)年 新港町

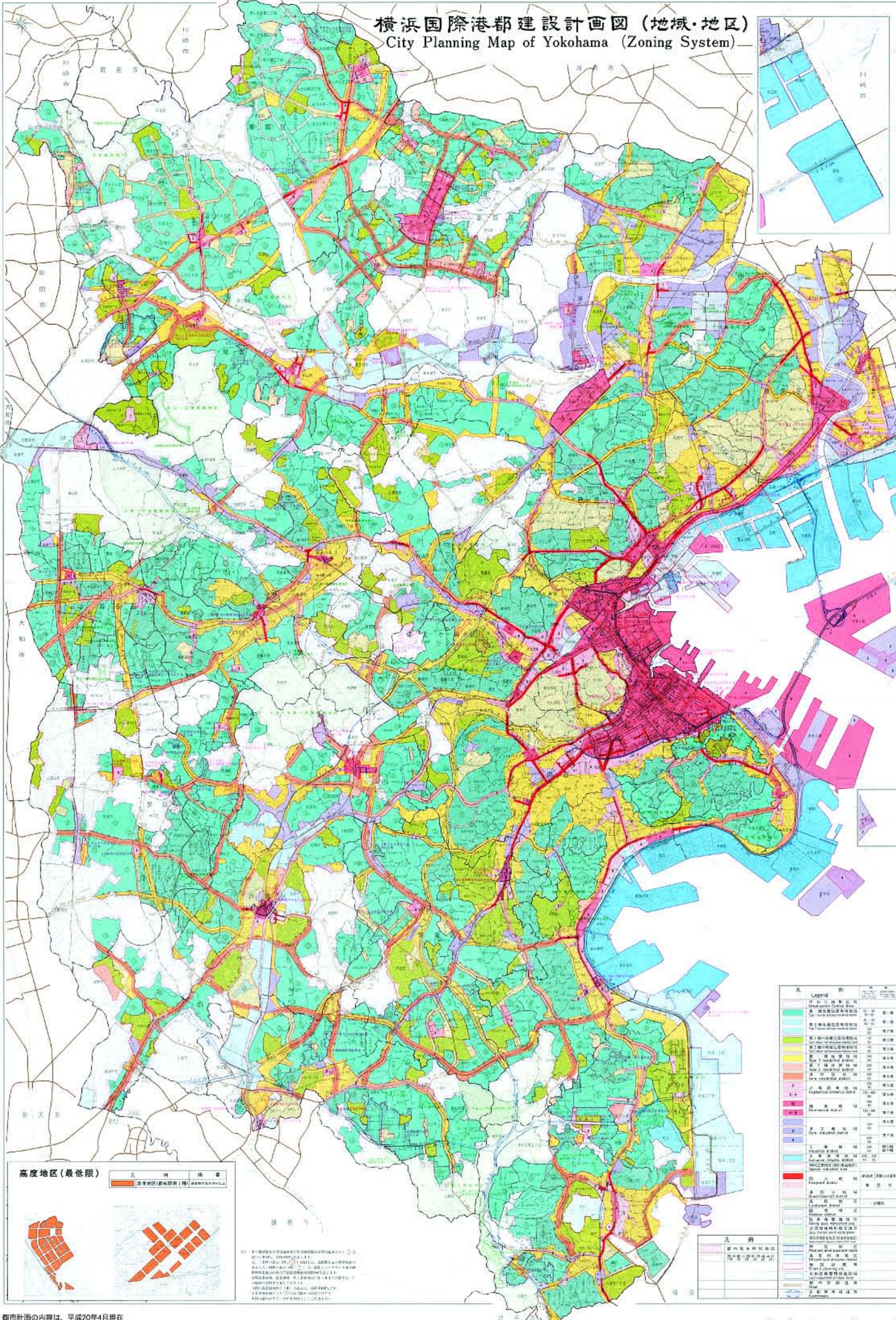
都市計画決定一覧

都市計画区域	面積	用途	面積
都市計画区域	43,560 ha	道路	210路線 910,690 m
土地利用		自動車専用道路	11路線 110,790 m
市街化区域	33,000 ha	幹線道路	148路線 604,700 m
市街化調整区域	10,530 ha	区画道路	5路線 690 m
用途地域	33,000 ha	特別道路	40路線 34,510 m
第1種低層住居専用地域	13,510 ha	都市計画道路	78路線 72,730 m
第2種低層住居専用地域	170 ha	自動車専用道	79号 3,240 m
第1種中高層住居専用地域	2,630 ha	自動車専用道	13号 17,390 m
第2種中高層住居専用地域	1,750 ha	自動車専用道	29号 1,5 m
第1種住居地域	4,650 ha	交通広場	3号 6,850 m <sup>2</sup>
第2種住居地域	530 ha	道路	4号 220 m
準住居地域	1,430 ha	公園	16号 0.24 ha
商業地域	1,420 ha	公園	19号 55.2
産業地域	1,210 ha	公園	719号 1,321.02 ha
工業地域	1,710 ha	公園	3号 232.8 ha
工業専用地域	1,670 ha	公園	12号 132.8 ha
特別用途地域	400 ha	公園	20号 204.3 ha
特別工業地区	310 ha	公園	14号 258.9 ha
横浜副都心臨海調整地区	20号 188 ha	公園	35号 169.2 ha
高度地区(最上限)	31,170 ha	公園	29号 181.3 ha
高度地区(最下限)	80 ha	公園	549号 140.52 ha
防火地区	1,500 ha	公園	11号 139.84 ha
準防火地区	18,340 ha	公園	7号 52.2 ha
風致地区	160号 3,710 ha	公園	22号 92,790 m
風致地区	2,840 ha	公園	4号 17.3 ha
高度利用地区	20号 34 ha	公園	3号 30.7 ha
特別緑地保全地区	317号 184 ha	公園	4号 19.7 ha
生産緑地地区	60号 341 ha	公園	2号 161.3 ha
都市計画緑地	54号 13 ha	公園	30号 1,800
土地区画整理準備区域	10号 05 ha	公園	1号 0.16 ha
地区計画	67号 1,554 ha	公園	1号 26,800 m <sup>2</sup>
都市再生特別地区	10号 7 ha	公園	

平成20年4月1日現在  
※数値は都市計画課ホームページより

主な都市計画の制限

- 区域区分**  
無秩序な市街化を防止し秩序ある発展を図るために、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分し、一定のルールに基づいて建築物の建築などを制限します。
- 用途地域**  
市街化区域の中の土地利用に応じて住宅、商業、工業その他の用途地域を定め、建築物の用途・規模・形態などを制限します。
- 高度地区**  
市街地の環境維持、または土地利用の増進のための、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるもので、横浜市では最高高度地区(第1種~第7種)及び最低高度地区(第1種~第3種)を定めています。
- 地区計画**  
それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区・街区レベルの都市計画」です。地区計画の区域内では、まちづくりの方針や目標、生活道路、小広場などの公共施設(地区施設)、建築物等の用途・規模・形態などが定められています。
- 都市計画**  
都市計画で定められた都市計画(道路、公園、河川など)の区域内では、建築行為を行う場合、建築許可が必要になります。  
横浜市では、階数3以下かつ木造・鉄骨造・コンクリートブロック造、その他これらに類する構造で、容易に移転し、若しくは取り壊すことができる建築物を許可しています。



横浜国際港都建設計画図(地域・地区)  
City Planning Map of Yokohama (Zoning System)



都市計画の内容は、平成20年4月現在

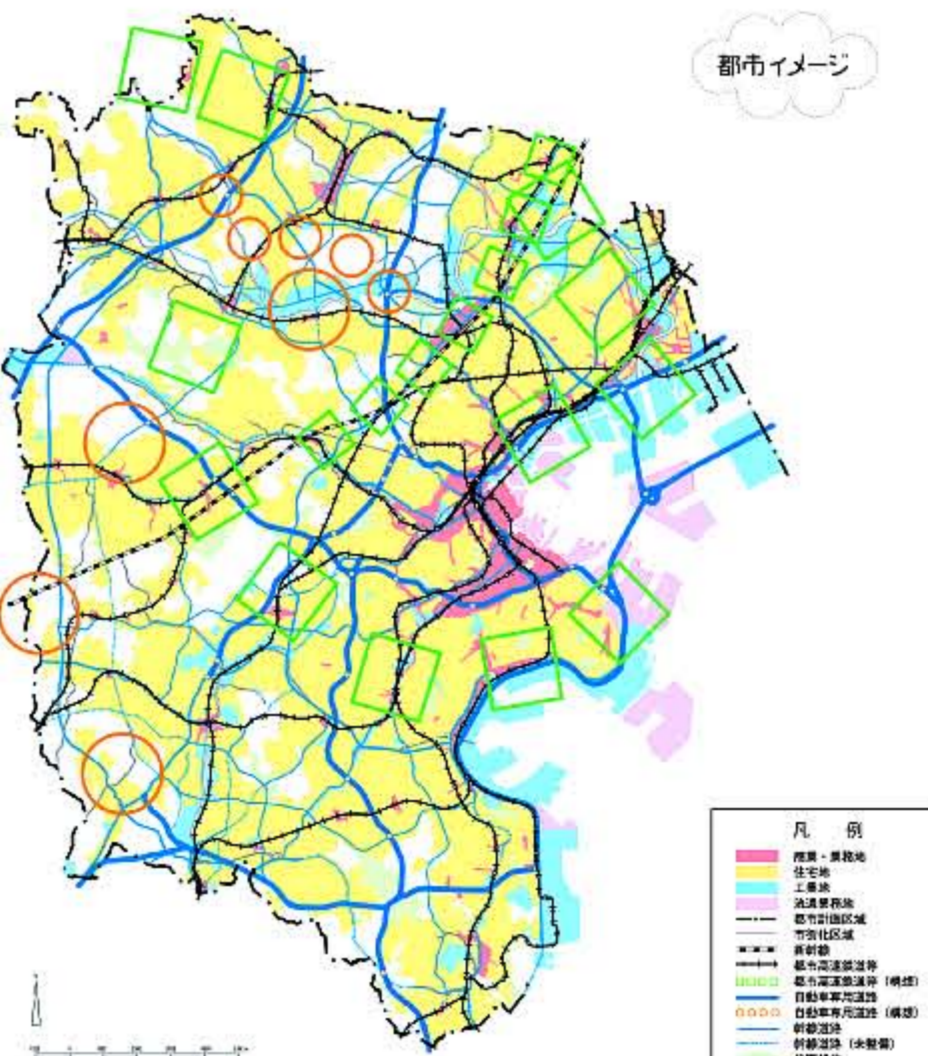
横浜が目指す都市の姿

**都市像** 市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市

新しい「横浜らしさ」を生み出す都市  
～都市像を支える5つの柱～

- 新たな活躍の場を創出する活力創造都市**  
高度な技術や人の集積による都市の創造力を、新しい就業の場の創出により、横浜は人も企業も躍動する活力あふれる都市を目指します。
- 市民の知恵がつくる環境行動都市**  
世界から環境に関する情報や技術、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する都市の姿を世界に発信することで、横浜は環境の港を目指します。
- 世界の知が集まる交流拠点都市**  
新しい文化芸術や先進的技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発揮することで、横浜は世界の知識と知恵の拠点を目指します。
- 多様な働き方や暮らしができる生活快適都市**  
個人の価値観に応じて、働きながら地域や家庭で心豊かな生活を送ることができるようライフスタイルを実現し、また、自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着をもっていることにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します。
- いつまでも安心して暮らせる安全安心都市**  
一人ひとりの知恵と行動力を結集し、セーフティネットの行き届いた社会の仕組みをつくりあげていくことにより、いつまでも心豊かに暮らせる都市を目指します。

(出典:横浜市基本構想(長期ビジョン))



都市イメージ

**その他計画等**

- 3環状10放射道路など市内の幹線道路を整備します。
- 横浜環状道路や横浜副都心道路など、市内の幹線道路を構築します。

**水・緑環境の保全と創造の推進計画**

- 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる**  
横浜らしい水・緑環境を形成する拠点をまもり、つくる取組を進めるとともに、横浜の特徴である「みなと」、「麓」、「都心部」の魅力を活かした水・緑環境づくりを進めます。
- 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める**  
流域内の源・上流域から下流域まで、市街地の特性にあわせた施策を展開するとともに、横浜の地形的な特徴を形成する流域(8流域)ごとの特性を活かした水と緑の回復取組を進めます。
- 水と緑の環境を市民とともにつくり・楽しむ**  
地域の資源である魅力ある水・緑環境を活用し、生活の楽しみを広げるとともに、水・緑環境を楽しむことを通じて、市民・事業者との連携・協働を広げます。